



# 亀山市斎場 施設の使用案内

## 【目次】

- |                              |                         |
|------------------------------|-------------------------|
| 1. 施設の概要・・・・・・・・・・1ページ       | 6. 納棺時等のお願い・・・・・・・・8ページ |
| 2. 使用手続き・・・・・・・・・・3ページ       | 7. ペット火葬・・・・・・・・・・9ページ  |
| 3. 受け入れ時間等・・・・・・・・4ページ       | 8. アクセス・・・・・・・・・・10ページ  |
| 4. 使用料金・・・・・・・・・・5ページ        | 9. 問合せ先・・・・・・・・・・10ページ  |
| 5. 施設使用の際の注意とお願い・・・・・・・・6ページ |                         |



## 1. 施設の概要

①名称 亀山市斎場

②休業日 1月1日、その他市長が必要と認めた日

③建物規模：

ア. 火葬・待合棟：RC造2階建 延床面積 3,164.04 m<sup>2</sup>

- ・告別収骨室 4室
- ・待合室 4室
- ・事務室ほか

イ. 式場棟：RC造1階建 延床面積 987.35 m<sup>2</sup>

- ・式場（大）：約170人収容
- ・式場（小）：約80人収容
- ・直会室、遺族控室、宗教関係者控室ほか

ウ. 駐車場棟：S造2階建 延床面積 2,035.64 m<sup>2</sup>

- ・普通自動車 143台
- うち思いやり駐車区画 2台
- うち身体障害者用区画 3台

エ. その他：

- ・その他マイクロバス等駐車場区画 14台
- ・臨時駐車場あり

④設備規模：

- ・人体火葬炉 4基
- ・ペット火葬炉 1基
- ・LPGバルクタンク 1基
- ・浄化槽 1基
- ・受水槽 1基ほか

⑤各施設平面図

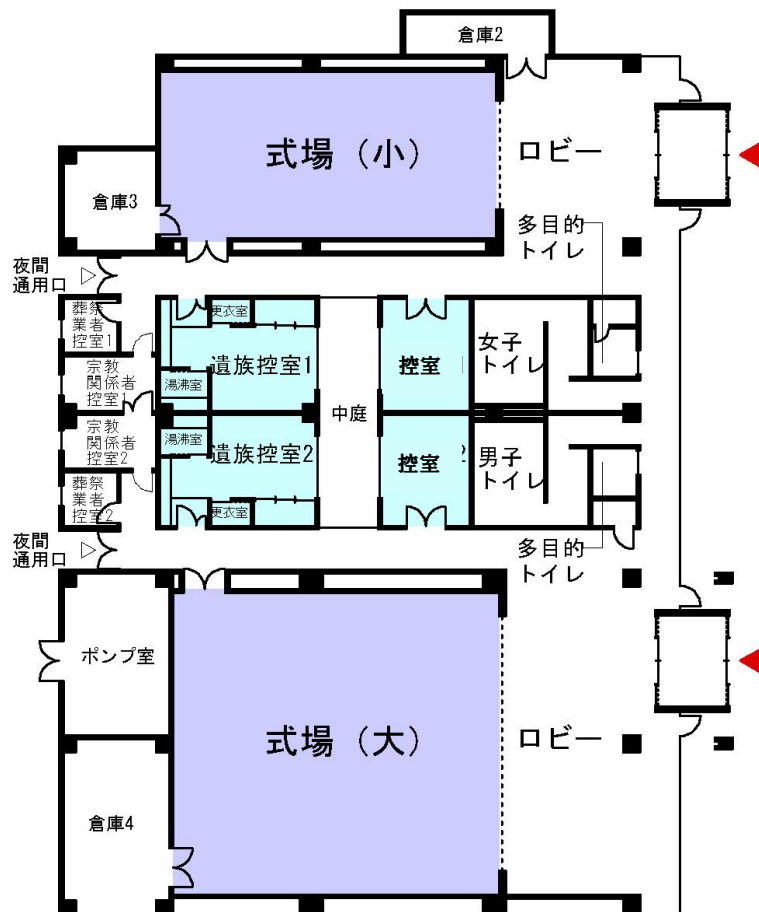
【全体平面図】



【火葬・待合棟】



【式場棟】



## 2. 使用手続き

### ①施設の空き状況の確認

亀山市斎場の火葬の空き状況については、電話で問い合わせただいか、次のホームページからも確認できます。

○亀山市のホームページから

<https://www.city.kameyama.mie.jp/>

【問合先】

○市民文化部 市民課 戸籍住民グループ TEL：0595-84-5004  
○市民文化部 地域サービス室 TEL：0595-96-1212  
○亀山市斎場 TEL：0595-96-8601

### ②施設の使用手続き

#### ・火葬及び式場

(1) 市に登録のある葬祭事業者（登録葬祭事業者）を利用する場合

登録葬祭事業者は、斎場の開館時間外でも仮予約が可能です。

この場合、登録葬祭事業者により仮予約を行った後、市役所本庁舎1階又は関支所1階で施設の使用許可申請を行ってください。

○市役所本庁舎1階の受付時間 24時間 365日

○関支所1階の受付時間 午前8時30分～午後5時15分 365日

(2) 個人または登録葬祭事業者以外の事業者を利用する場合

事前に亀山市斎場に電話で問い合わせを行い、仮予約を行った後、市役所本庁舎1階又は関支所1階で施設の使用許可申請を行ってください。

○市役所本庁舎1階の受付時間 24時間 365日

○関支所1階の受付時間 午前8時30分～午後5時15分 365日

○亀山市斎場の受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※1月1日を除く。

#### ・身体の一部、胞衣等及びペット

亀山市斎場に電話で問い合わせを行い、予約してください。

○亀山市斎場の受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※1月1日を除く。

### ③申請に必要なもの

項目	必要書類等
・死亡者の火葬 ・死産児の火葬	・死亡届または死産届（医師が発行した死亡診断書等含む） もしくは（他市が発行した）死体（胎）埋火葬許可証 ・使用料金
・身体の一部、胞衣等の火葬	・医師又は助産師の証明書 ・使用料金
・ペットの火葬	・使用料金 ・市内の場合は現住所がわかるもの ・犬の場合は鑑札及び狂犬病予防注射済票
・式場の使用	・使用料金

### 3. 受け入れ時間等

#### ①受け入れ及び使用時間

項 目		受 け 入 れ 及 び 使 用 時 間
火葬の受け入れ時間		午前9時から午後3時30分まで
式場の使用時間	通夜のみ	午後4時から翌日午前10時まで
	告別式のみ	午前10時から午後3時まで
	通夜から告別式まで	午後4時から翌日午後3時まで

※式場については、毎年12月31日午後4時から翌年1月2日午前10時まででは使用できません。

※使用時間には、準備、片付け等の時間も含まれています。

#### ②一般的な火葬の流れ

火葬の流れ	使用時間	使用居室	備 考
斎場到着			
告別・火葬開始	15分程度	告別・収骨室	
火葬中待機	約1時間30分	待合室又は待合ロビー	
収骨	15分程度	告別・収骨室	
帰宅			

※他の葬儀の進行に支障が出るため、斎場への到着時間は厳守してください。

#### 4. 使用料金

施設	区 分		単位	使 用 料		備 考
				市 内	市 外	
火葬施設	大人（12歳以上の者）		1体	4,000円	40,000円	待合室1室もご使用いただけます。
	小人（12歳未満の者）		1体	3,000円	30,000円	
	死産児（妊娠4月以上の胎児）		1体	2,000円	20,000円	
式場施設	通夜のみ	式場（大）	1回	62,850円	188,560円	遺族控室、直会室、宗教関係者控室、葬祭業者控室各1室もご使用いただけます
		式場（小）	1回	47,130円	141,420円	
	告別式のみ	式場（大）	1回	52,370円	157,130円	
		式場（小）	1回	36,650円	110,000円	
	通夜から告別式まで	式場（大）	1回	104,750円	314,280円	
		式場（小）	1回	73,320円	220,000円	
焼却施設	小動物	収骨あり	1匹	8,800円	31,420円	10キログラムを超える量が5キログラムまでごとに2,200円
		収骨なし	1匹	4,400円		
	身体の一部、胞衣等（10キログラムまで）		1件	4,400円	—	

※1 「市内」とは、次の場合をいいます。

- ①死亡者が死亡当時、市内に住所を有していた場合（一時的に転出した場合を含む。）
- ②死産児の父又は母が市内に住所を有している場合
- ③小動物については、市内に住所を有する者が飼育していた場合
- ④身体の一部については、その者が市内に住所を有している場合又は市内で開業する病院、診療所等で排出されたものである場合
- ⑤胞衣等については、市内で開業する病院、診療所等で排出されたものである場合

※2 「市外」とは、※1に定める場合以外をいいます。

※3 年齢は、死亡時における年齢とします。

## 5. 施設使用の際の注意とお願い

### ①共通事項

- ア 施設を使用される方は「亀山市斎場使用許可書」を、加えて火葬をされる方は「死体(胎)埋火葬許可証(2枚)」も必ず持参し、事務室で受付を行ってください。式場棟を使用する場合、受付の際に、通夜及び告別式等の時間を斎場職員にお知らせください。
- イ 予約いただいた時間は必ず厳守してください。やむを得ず時間が厳守できない場合は、事前に斎場に連絡してください。
- ウ 施設の使用に伴い生じたごみは、各自持ち帰ってください。
- エ 喫煙は、指定された場所で行います。
- オ 使用した場所は、片付け、整理、清掃を行ってください。また、清掃終了後、清掃用具についても清掃及び整理整頓を行ってください。
- カ 使用後の清掃につきましては、設置されている清掃用具を使用していただいても構いません。
- キ 救護室は事務室内にあります。気分が悪くなられた場合等は、職員に申し出てください。
- ク 職員への「心付け」等、金品の提供は固くお断りします。
- ケ 施設内使用時の写真及び撮影等はご遠慮ください。ただし、お通夜等の式を行う場合にあって、その内容における写真及び撮影等は使用者の判断で行えるものとします。
- コ 斎場内ではお静かに、他の使用者の迷惑にならないようにご配慮ください。
- サ 使用目的に当たらない設備については触れないでください。
- シ 館内における飲食は待合棟待合室、式場棟遺族控室及び控室でのみ可能とし、ロビー等の共用部分ではご遠慮ください。
- ス 斎場で疑義等がある場合は、施設内の職員にお申し付けください。また、施設内では施設内職員の指示に従ってください。

### ②火葬・待合棟

- ア 火葬の予約時間は点火時間であるため、お別れの時間等を考慮し、火葬予約時間(点火時間)の30分程前に斎場へお越しください。
- イ 線香、ろうそく等の消耗品は、各自ご用意ください。
- ウ 告別・収骨室での供花・御供物の設置等はお断りしております。
- エ 火葬中は、待合室を1室及び待合ロビーをご使用いただけます。(使用料金は、火葬料金に含まれています。)ただし、待合ロビーにつきましては、他の使用者の迷惑にならないようにご配慮ください。
- オ 待合室は、すべてセルフサービスです。備付けの電気ポットは片付け、整理をお願いします。
- カ 飲食は、待合室内で行います。
- キ 式場を使用している場合は、初七日法要等を待合室で行うことができます。使用時間は、収骨終了後2時間30分とし、この時間内に片づけ、清掃等を行ってください。

### ③式場棟

- ア 大・小さいずれかの式場をご使用いただけます。(予約状況によっては、ご希望の式場

を使用いただけない場合があります。)

- イ 大式場は約170人、小式場は約80人までのご使用を目安としてください。
- ウ 式場をご使用になる場合は、遺族控室、控室、宗教関係者控室、葬祭業者控室各1室もご使用いただけます。(使用料金は、式場の使用料金に含まれています。)
- エ 式場使用に関する一切の責任は、使用者が負ってください。(葬祭業者の軒先等、セレモニーに関して、市は関与しません。)
- オ 会葬者等の受付は、式場ロビーをご使用ください。
- カ 祭壇は、各式場に設置してあります。使用しない場合は、使用者の方で片づけていただいても目隠しをしていただいても構いません。また、持ち込み祭壇をご使用いただくこともできます。
- キ 線香、ろうそく等の消耗品は、各自ご用意ください。
- ク 供花は、式場内にある供花台へ設置してください。また、多数ある場合は若干数の予備の供花台を備え付けていますので、そちらをご使用ください。
- ケ 夜間(21時から翌日8時30分まで)は、職員が不在となります。式場棟への出入りは、夜間通用口をご使用ください。また、緊急の場合は、次へご連絡ください。  
市役所宿直：0595-82-1111
- コ 仮眠をする場合は、式場棟内の遺族控室をご使用ください。なお、寝具等は使用者がご用意ください。
- サ 式場棟内での「ろうそく」、「線香」の使用は、遺族が付き添う場合、夜間も使用することができます。
- シ 遺族控室は、すべてセルフサービスです。備付けの電気ポットは片付け、整理をお願いします。
- ス 飲食は、遺族控室及び控室内でお願いします。
- セ 式場において、使用時間内であれば、初七日等を行っていただいても構いませんが、必ずその時間内に設備の搬入・搬出及び清掃等も行ってください。
- ソ 壁面、祭壇には画鋲等設備をいためるものによって張り紙等を行わないでください。
- タ 使用終了時には、必ず斎場職員に声を掛け清掃等のチェックを受けてください。
- チ ご利用される式場に設置されている備品につきましては、返却時に元通りの場所に返してください。
- ツ 音響設備等設定変更をした場合は、使用開始時の設定に戻してください。
- テ 使用後の供花は、斎場で処分できませんので、使用時間内に片づけて持ち帰ってください。
- ト 節電のため、使用していない室等は、必ず消灯を行い、空調機の電源の消し忘れがないようにしてください。

#### ④駐車場棟

- ア 自家用車で来場される場合は、駐車場へ駐車してください。マイクロバスは、駐車場棟2階から進入して式場棟奥へ駐車してください。
- イ ロータリー内では、霊柩車の通行を優先してください。また、ロータリー内へは駐車しないでください。
- ウ 駐車場内は、案内表示に従って通行してください。

- エ 駐車場棟が満車の場合は、進入路途中にある臨時駐車場へ駐車してください。
- オ 環境保全のため、駐車中はアイドリングストップをしてください。
- カ 式場棟裏に設置している宗教関係者用駐車場には、一般の使用者は駐車しないでください。

## 6. 納棺時等のお願い

### ①事前にお知らせいただきたいこと

- 棺の大きさが198cm(長さ)×57cm(幅)×50cm(高さ)以上となる場合は、大型炉を使用していただく必要があるため、亀山市斎場へあらかじめ申し出てください。
- ペースメーカーは、可能な限り病院等で取り外してください。取り外しができなかった場合は、事前に職員へお知らせください。

### ②棺の中に入れてはいけない副葬品

棺の中には、故人の愛用品や思い出の品であっても、次の副葬品は入れないでください。ご遺体・ご遺骨の損傷、火葬時間の遅延、異臭の発生、火葬炉の故障などの原因になります。

×爆発し、ご遺体や炉内が損傷するもの  
缶詰、乾電池、ライター、スプレー缶など

×燃焼を妨げ、ご遺骨の損傷、火葬時間が遅延するもの  
ドライアイス、保冷剤、生花吸水フォーム、食べ物、ゴルフクラブ、釣り道具、ガラス、金属類、陶器類、カーボン製品など

×溶解し、ご遺骨が損傷する恐れのあるもの  
めがね、腕時計、数珠、携帯、スマートフォン、ネックレス、おもちゃ、杖、財布、プラスチック、ビニール、ゴム、合皮製品、化粧品、ガラス製品、金属など

×火葬時間の遅延、異臭が発生するもの  
くだもの、飲み物類など

×火葬時間の遅延、大量の灰が発生するもの  
聖書、経典、アルバム、本、ぬいぐるみ、千羽鶴、座布団、死装束とは別の衣類、毛布など

③納棺時に棺の上には何も置かないでください。(花束も不可)

※ 使用者が入れた副葬品により火葬炉の損傷があった場合、修理費を請求することもございますので、十分ご注意ください。

## 7. ペットの火葬

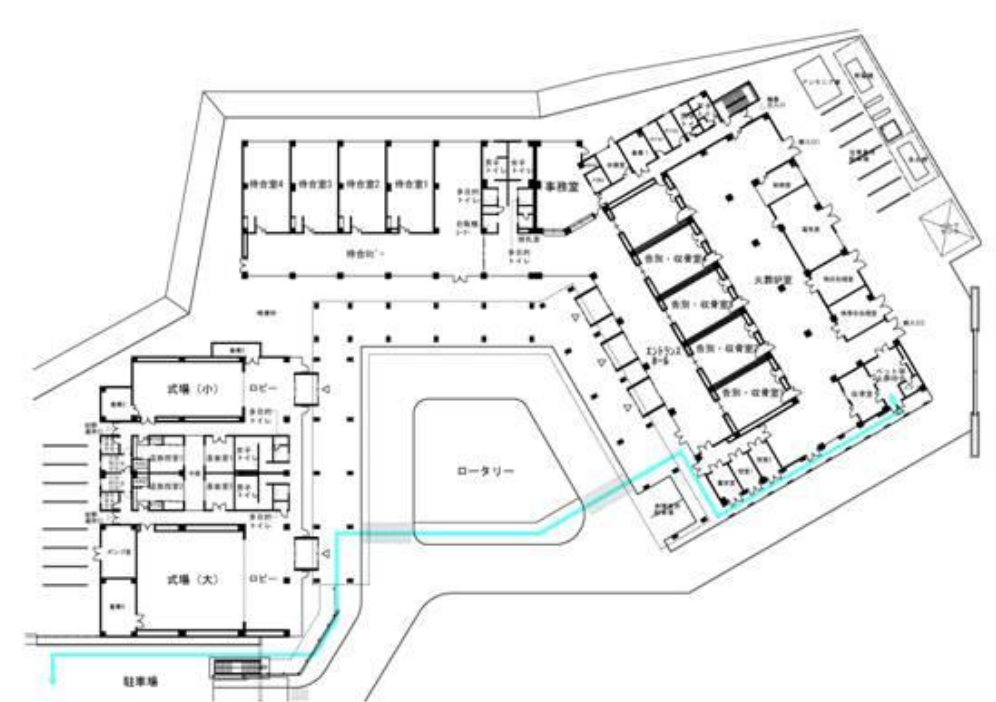
ア ペットの火葬は、亀山市斎場へ電話予約の上、亀山市斎場の事務所で施設使用許可申請と使用料の支払いを終えた後、火葬棟内のペット等火葬待合へ搬入してください。

イ ペットの遺体は、紙製の箱型容器（段ボール等）に入れてお持ちください。

ウ 箱の中へ入れる副葬品は、ご遺体が損傷しないよう、箱に収まるお花（生花）と数枚のお手紙や数枚のお写真に留めてください。

エ ペットの収骨を希望される方は、容器をご持参ください。

オ 牛・馬・豚・めん羊・山羊は、所定の施設でしか焼却できないため、亀山市斎場では火葬できません。



## 8. アクセス



### ①問合せ先

#### 【施設に関すること】

- 産業環境部環境課環境創造グループ

亀山市布気町442番地

TEL : 0595-96-8095 FAX : 0595-82-4435

- 亀山市斎場

亀山市野村二丁目1番110号

TEL : 0595-96-8601 FAX : 0595-96-8610

#### 【手続きに関すること】

- 市民文化部市民課戸籍住民グループ

亀山市本丸町577番地

TEL : 0595-84-5004 FAX : 0595-82-1434

- 市民文化部地域サービス室

亀山市関町木崎919番地1

TEL : 0595-96-1212 FAX : 0595-96-2414

### ②夜間連絡先

夜間の連絡先は、次のとおりです。

- 亀山市役所宿直

TEL : 0595-82-1111

※身体の一部、胞衣等及びペットの火葬については、夜間はお受けしておりません。